

第 4 部 推進体制

1 推進体制の整備

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後は、障害者相談室を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

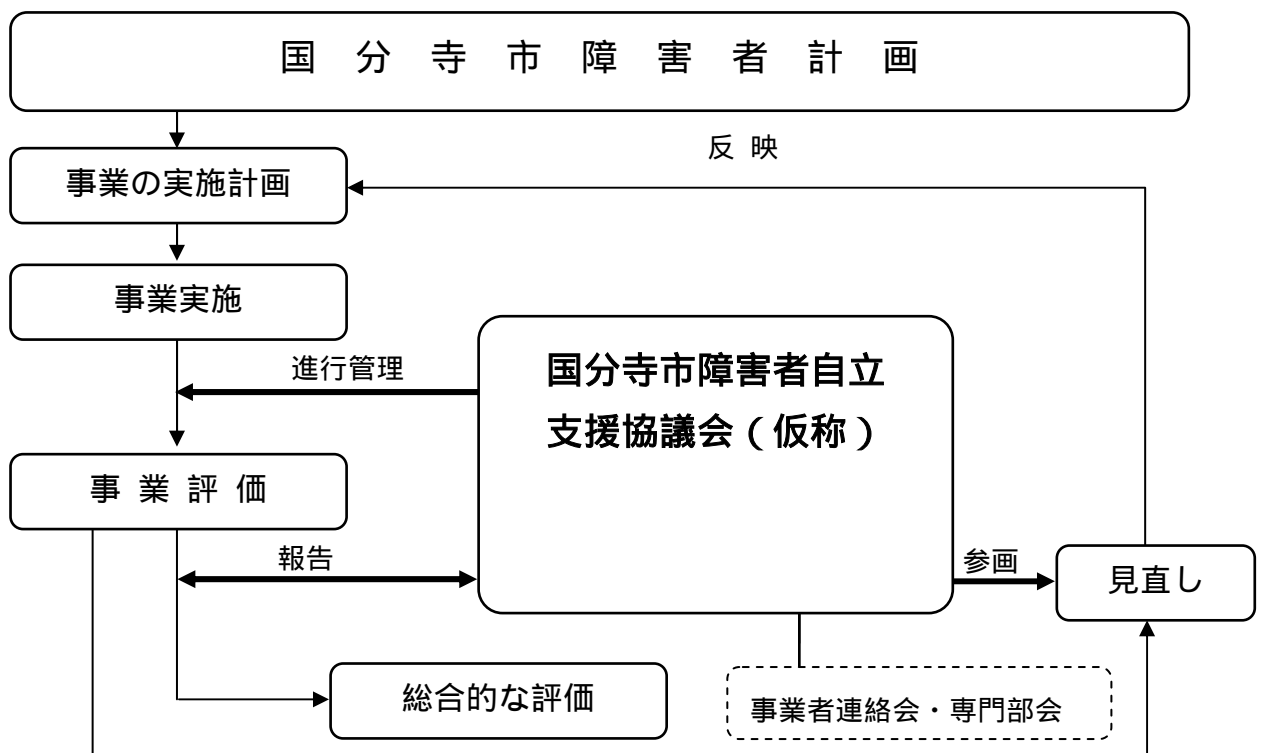
(2) 計画の進行状況の管理体制の確立

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、行政や市内の障害者団体・事業者などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行うための協議会を設置し、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

また、この協議会に繋がる組織として、サービスを提供する事業者連絡会や、障害者の就労などの継続する課題を検討するための幅広い関係者による専門的な部会などを設置し、計画の具体的な実施等について検討をするものとしします。

イメージ図



2 市民、各機関及び事業者等との協働

この計画の基本理念である、「障害のある人もない人も、共にいきいきと暮らせるまちづくり」のためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。

そこで、障害のある人をはじめとして、各種団体や機関が、それぞれ役割を分担しながら、緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを、障害のある人のニーズの把握、各種サービスの調整、社会資源の開発へと結びつけていきます。

(1) 民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員は災害時要援護者等の生活状態やニーズの把握、相談事項の伝達、何らかの支援を必要とする障害者の把握など、地域と市とのパイプ役として活動しています。

今後とも、地域の障害者把握に向けて、民生委員協議会との連携強化を図ります。

(2) 当事者団体との連携

障害のある人の視点から、障害のある人の自らの力を高めていくための保健・福祉施策を展開するため、当事者団体と、行政や関係する機関等との緊密な連携を図ります。

(3) ^{*1}市民活動団体やボランティアとの連携

保健・福祉事業を展開するためには、市民活動団体やボランティア団体の協力は不可欠であり、行政との^{*2}パートナーシップの構築を図ります。

*1 市民活動団体 民間が自主的に設立し、福祉等の様々な分野で、公益性のある活動をしている団体で、NPO法人を含む。

*2 パートナーシップ (partnership) 関係する団体などが協力し合い、よりよい事業推進のために調整・連携を行うこと。近年は、行政からの一方向のサービス提供だけではなく、行政が市民・事業者・各種団体などをはじめとする地域と連携し、効果的なサービス提供をめざす官民連携 (public private partnership) の考え方が注目されている。

(4) 事業者との連携

多様なサービス提供主体の参入とサービスの質の向上を図るため、事業者と行政、関係機関との情報交換を促進する等、連携の強化を図ります。

また、各事業者間の交流を促進するため、機会や場の提供等の支援を図ります。

(5) 医療機関等との連携

障害のある人が安心して自立生活を維持するためには、医療環境の充実が大切です。特に、この計画においては、精神や難病等の障害のある人への支援が重要になっていることから、医師会や歯科医師会、薬剤師会との連絡調整の一層の緊密化に努めます。

(6) 社会福祉協議会との連携

障害のある人が、地域の中で、自立して生活するためには、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスが、それぞれの特徴をいかして提供されることが必要です。

そこで、社会福祉協議会との連携を強化し、住民参加型サービスや、ボランティア等の様々なサービス提供も含めて、障害のある人の生活全般の支援に努めていきます。

(7) 公共機関との連携

障害のある人が安心して生活できるよう、警察や防犯協会をはじめ、公共職業安定所など各種公共機関との連携を強化します。

(8) 企業、商業施設との連携

市民が普段利用する小売店等において、情報の発信や収集、その他福祉的な協力が得られるよう連携を図ります。

また、障害のある人の雇用を促進するため、市内の企業との連携を図ります。

3 国・都への要望

この計画の着実な推進のためには、所得保障や就労制度、財政的な支援など、国や都の果たす役割には大きなものがあります。次の項目を中心として、国・都に対して、積極的に要望します。

- (1) 公的年金や手当制度など、所得保障の充実に努めること。
- (2) 医療費の助成の継続や医療保障の充実に努めること。
- (3) 障害者の雇用を促進するため、働く場の確保など諸施策の充実に努めるとともに、必要な法的整備に努めること。
- (4) 福祉のまちづくりの推進のため、各種施設のバリアフリー化と移動・交通対策等の整備に努めること。
- (5) 「障害者計画」の着実な推進のため、サービス基盤の強化への支援をはじめ、各種施策の拡充を図るとともに、財政支援の強化に努めること。